平成２２年（フ）第１９４号
栃木県足利市堀込町2489番地６
債務者　柏木　陽子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１９５号
栃木県足利市鹿島町681番地17　ウイスティアハイツ206、前住所群馬県太田市新田上江田町886番地４
債務者　亀井　友和
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１２号
栃木県足利市大前町1388番地６　生形ハイツ201
債務者　田村　淳子
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１６号
栃木県足利市借宿町１丁目20番地６
債務者　津久井裕信
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１７号
栃木県佐野市堀米町3966番地13
債務者　和田　順一
１　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７５１号
川崎市麻生区片平１丁目２番５―304号
債務者　須﨑慎一朗
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８２号
川崎市川崎区四谷下町25番５―612号　エンゼルブレッサ川崎四谷
債務者　大原健一こと　陳　　炳普
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０１号
川崎市高津区子母口480番地１　ハイツトキワ102
債務者　北田　　栄（旧姓志村）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０２号
川崎市多摩区宿河原６丁目29番13―201号
債務者　平安名佳子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０４号
川崎市中原区下新城３丁目13番３号　コーポ広山206、前住所川崎市中原区上新城２丁目７番19―211号　ダイアパレス武蔵新城
債務者　児玉　雅裕
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１４号
川崎市多摩区中野島６丁目23番14号　コートフローラル201
債務者　本田　幸喜
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
川崎市川崎区日ノ出１丁目８番13号　ペアハイツトウマ102
債務者　大原　晃一こと　陳　　晃一
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８２７号
川崎市宮前区菅生ケ丘32番４―310号　市営住宅
債務者　﨑村　妙子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８３９号
川崎市中原区中丸子464番地　オレンジハイム21―201
債務者　宇留賀直芳
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係